

玉産振第00746号  
令和8年1月5日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

玉城町長

市町村名 (市町村コード)	玉城町 244619
地域名 (地域内農業集落名)	宮古 (宮古)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月3日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区においては、農業者の高齢化が進み離農が進んでいる。水田農地の受け皿は、地元の担い手農家15名であり、特に認定農業者の4名へ農地の集積・集約化を進めていく。

一方、農業インフラの維持、獣害対策などについて、地域住民を交えた議論と対応が必要であり、今後も継続的な議論が課題である。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物とし、認定農業者へ農地の集約化を進め、農業経営の合理化を推進する。また、新規就農者や露地野菜や施設園芸などへの農地配分は、地区的協議体で検討し、合理的な配分を行う。さらに、条件不利地への担い手への配慮、基盤整備事業やスマート農業への取り組みを視野に入れ、地区全体の農地の保全管理に努める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	50.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	50.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積・集約を進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

担い手農家のニーズを踏まえ、地権者の同意が得られれば、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を実施する。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

小規模農家や水稻以外の農業生産を妨げない、農地利用について調整を行う。  
新規就農者や水稻以外の品目を栽培する農家が利用しやすい農地の利用環境について、協議を継続していく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

JAの受委託作業や農業用機械のレンタルなどを活用し、小規模農家の農業生産を支援する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ、シカ対策として電柵や恒久柵の導入、維持管理を推進する。
- ③担い手のスマート農業機械の利用面積を拡大させる。
- ⑦耕作地だけでなく、畦畔や農道などを含めた農村環境についてコミュニティー全体で保全を進める。